

定期監査の結果に関する報告について（令和５年度第２回）

地方自治法第１９９条の規定により定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、福田裕監査委員、高橋絹子前監査委員が実施しました。

令和６年６月２６日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	福	田	裕
同	成	田	芳 律

令和 5 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

環 境 経 済 部

都 市 部

教育委員会 教育部

農業委員会 事務局

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条の規定による定期監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

- (1) 環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関
- (2) 農業委員会事務局

3 監査の実施場所

監査委員室

4 監査の実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月26日

5 監査の方法

監査に当たっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

7 意見

正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、事務の見直しや組織内でのチェック体制を確立するなど、適正で合理的かつ効率的な事務の執行を確保できるよう努められたい。

全体的検討事項

1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上の観点から各種取り組みを実施している。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、令和5年4月3日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

2 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。